

小都市監査委員公表第26号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年11月25日

小都市監査委員 高山 晃
小都市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和7年10月15日から令和7年11月7日まで
- 2 監査対象 教育部 教育総務課
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）契約事務について、適正な事務処理を求めるもの

以下の契約について、見積書提出依頼前の日付の見積書や提出日の記載のない見積書により契約締結していた。

見積り合わせにおいては、基本的に見積書提出期限を定め、見積書を徴することとなっている。公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、市民から不適切な調達と疑念を抱かれてはならない。競争性、透明性、客観性が確保された見積り合わせを行われたい。

- ・牛乳保冷庫保守点検業務
- ・冷凍冷蔵庫保守点検業務

（2）契約事務について、適正な事務処理を求めるもの

小中学校の植木手入れ業務委託について、一者からのみ見積書を徴する随意契約として各学校ごとに契約をしているが、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される場合に該当しないように見受けられた。また、仕様書の業務内容が明確でなく、同じ契約額であるにもかかわらず、学校ごとの業務実績に大きな差が見られたほか、委託業務に入っている消毒を行っていない学校が見受けられた。

一者からのみ見積書を徴する随意契約は、小都市契約規則第23条第1項の各号のいずれかに該当するときに限られる。また、契約目的を達成するために必要な条件、能力、数量等を記載した仕様書を作成することとなっている。公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っていると疑念を抱かれることはあってはならない。また、市は最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬ。適正な契約事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

- ・調定の時期が適正でないもの

（3）現金取扱事務（1件）

- ・資金前渡の取り扱いが適正でないもの

（4）支出事務（1件）

- ・支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

（5）契約事務（9件）

- ・予定価格の設定に不備があるもの
- ・個人情報を取り扱う業務委託手続きが適正でないもの
- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・請書に不備があるもの
- ・請書の省略手続が適正でないもの
- ・請書を徴収していないもの

- ・契約書に不備があるもの
- ・小学校及び中学校での契約事務が適正でないもの

(6) 公有財産管理事務（1件）

- ・経営政策部長の合議がないもの

(7) 物品管理事務（3件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの
- ・備品の管理が適正でないもの
- ・公印の管理が適正でないもの

(8) 予算事務

- ・財政課長の合議がないもの

(注) 事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。